

北九州市公共工事新技術活用制度 実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱では、北九州市公共工事新技術活用制度（以下「本制度」という）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、北九州市（以下「本市」という）が発注する公共工事において、有用な新技術（以下「新技術」という）を積極的に活用、普及させることにより、公共工事の品質確保やコスト縮減、並びに市内企業等の開発意欲の向上と育成を図ることを目的とする。

(新技術の定義)

第3条 本制度における新技術とは、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 従来技術より活用効果の高い施工材料、製品、工法等で実用化されていること
- (2) 本市が発注する公共工事に活用できるものであること
- (3) 技術に係わる特許権等知的財産権の権利の侵害がないこと

(欠格要件)

第4条 以下のいずれかに該当する企業等は、本制度を受けられないものとする。

- (1) 法律、条例及び規則に違反した者
- (2) 本市から指名停止等の不利益な処分を受けている者
- (3) 市税を滞納している者、又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体（者）でないこと。

第2章 市内の企業等が開発した新技術への支援

(対象)

第5条 市内に本社、支社、営業所、製造工場のいずれかが存在する企業等が開発したものとする。

(新技術の受付窓口)

第6条 前条に定める企業等から申請があった場合、技術監理局技術企画課が受け付ける。

(受付の視点)

第7条 受け付けを行う新技術は、以下の視点において総合的に優れているものとする。

- (1) 施工コストの縮減
- (2) 維持管理コストの縮減
- (3) 工期の短縮
- (4) 施工性や安全性の向上
- (5) 環境への影響の低減

- (6) 品質の向上
- (7) その他（技術的課題の解消など）

（支援方法）

第8条 受け付けた新技術は、以下の手段により、今後の公共工事での活用と普及が図られるよう支援を行う。

- (1) 市内ネットワーク上に新技術情報の掲載
- (2) 企業等が実施する現場見学会等への協力

（掲載期間等）

第9条 前条1項における掲載期間は、新技術という趣旨を踏まえ、3年間とする。また、同一の新技術についての再掲載は認めない。

（掲載の中止）

第10条 以下のいずれかに該当する場合は、情報の掲載を中止する。

- (1) 新技術について重大な欠陥が見つかったとき
- (2) 新技術の内容に虚偽があったとき
- (3) 新技術が、他技術の特許権等の知的財産権を侵害したと認められるとき
- (4) 新技術の所有企業等が、法律に基づく処罰等を受けたとき
- (5) 申請企業から掲載中止の申し出があったとき
- (6) その他、技術監理局が必要と認めるとき

第3章 市内の企業等以外が開発した新技術への支援

（市内の企業等以外への支援）

第11条 第5条に定める企業等以外から申請があった場合は、第8条2項を除き、第6条から第10条の定めを準用する。

第4章 責任の所在

（責任の所在）

第12条 本制度により受け付けた新技術については、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、本市は何ら責任を有しない。よって、新技術の紹介等に伴う、苦情、紛争等への対応は、当該新技術を所有する企業等が対応する。

2 新技術を所有する企業等は、本市が発注する工事において、新技術の活用等により生じる一般的損害、第三者に及ぼした損害及び瑕疵担保に係わる責任を負うものとする。

第5章 雑則

（その他）

第13条 その他、本制度に必要な事項は、技術監理局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。